

# 株式取扱規則

## 第1章 総則

### <目的>

第1条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料ならびに株主の権利の行使に関する手続きその他株式に関する取扱いについては、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）および株主が振替口座を開設している証券会社等の口座管理機関（以下「証券会社等」という。）が定めるところによるほか、定款の定めに基づきこの規則の定めるところによる。

### <株主名簿管理人>

第2条 当社の株主名簿管理人および株主名簿管理人事務取扱場所は、次のとおりとする。  
株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号  
三井住友信託銀行株式会社  
同事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号  
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

## 第2章 株主名簿への記録等

### <株主名簿への記録>

第3条 株主名簿記載事項の変更は、総株主通知等機構からの通知（社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第154条第3項に規定された通知（以下「個別株主通知」という。）を除く。）により行うものとする。  
2. 前項のほか、新株式発行その他法令に定める場合は、機構からの通知によらず株主名簿記載事項の変更を行うものとする。  
3. 株主名簿は、機構が指定する文字・記号により記録するものとする。

### <株主名簿記載事項に係る届出>

第4条 株主は、その氏名または名称および住所を機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

### <法人株主の代表者>

第5条 法人である株主は、その代表者1名を機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

＜共有株式の代表者＞

第6条 株式を共有する株主は、その代表者1名を定め、その氏名または名称および住所を機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

＜法定代理人＞

第7条 株主の親権者および後見人等の法定代理人は、その氏名または名称および住所を機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出るものとする。変更および解除があった場合も同様とする。

＜外国居住株主等の通知を受けるべき場所の届出＞

第8条 外国に居住する株主および登録株式質権者またはそれらの法定代理人は、日本国内に常任代理人を選任するか、または日本国内において通知を受けるべき場所を定め、常任代理人の氏名もしくは名称および住所または通知を受けるべき場所を、機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出るものとする。変更および解除があった場合も同様とする。

＜機構経由の確認方法＞

第9条 当社に対する株主からの届出が証券会社等および機構を通じて提出された場合は、株主本人からの届出とみなす。

### 第3章 株主確認

＜株主確認＞

第10条 株主（個別株主通知を行った株主を含む。）が請求その他株主権行使（以下「請求等」という。）をする場合、当該請求等を本人が行ったことを証するもの（以下「証明資料等」という。）を添付し、または提供するものとする。ただし、当社において本人からの請求等であることが確認できる場合はこの限りでない。

2. 当社に対する株主からの請求等が、証券会社等および機構を通じてなされた場合は、株主本人からの請求等とみなし、証明資料等は要しない。
3. 代理人により請求等をする場合は、前2項の手続きのほか、株主が署名または記名押印した委任状を添付するものとする。委任状には、受任者の氏名または名称および住所の記載を要するものとする。
4. 代理人についても第1項および第2項を準用する。

### 第4章 株主権行使の手続き

＜少数株主権等＞

第11条 振替法第147条第4項に規定された少数株主権等を当社に対して直接行使するときは、署名または記名押印した書面により、個別株主通知の受付票を添付して行うものとする。

## ＜株主提案権等株主の権利の行使方法＞

第12条 株主は、法令により、取締役に対して、株主総会の招集の請求、一定の事項を株主総会の目的とすることの請求、または株主総会の目的である事項につき当該株主が提出しようとする議案の要領を株主に通知することの請求等、株主の権利を行使する場合は、書面をもっておこなうこととする。ただし、この規則に別段の定めのある場合を除く。

2. 当社が前項の請求により、議案提案の理由および議案が役員選任議案の場合の候補者に関する事項を株主総会参考書類に記載する場合、その字数が400字を超えるときには、概要を記載することとする。

## ＜単元未満株式の買取請求の方法＞

第13条 単元未満株式の買取請求をするときは、機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて行うものとする。

## ＜買取価格の決定＞

第14条 前条の買取請求の買取単価は、買取請求が株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引がないときまたはその日が同取引所の休業日に当たるときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

2. 前項による買取単価に買取請求株式数を乗じた額をもって買取価格とする。

## ＜買取代金の支払＞

第15条 当社は、前条により算出された買取価格から第24条に定める手数料を控除した金額を買取代金とし、当社が別途定めた場合を除き、機構の定めるところにより買取単価が決定した日の翌日から起算して4営業日目に支払うものとする。ただし、買取価格が剰余金の配当または株式の分割等の権利付価格であるときは、基準日までに買取代金を支払うものとする。

2. 買取請求者は、その指定する銀行預金口座への振込またはゆうちょ銀行現金払による買取代金の支払を請求することができる。

## ＜買取株式の移転＞

第16条 買取請求を受けた単元未満株式は、前条による買取代金の支払または支払手続を完了した日に当社の振替口座に振替えるものとする。

## ＜単元未満株式の買増請求の方法＞

第17条 単元未満株式を有する株主が、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求（以下「買増請求」という。）するときは、機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて行うものとする。

## ＜自己株式の残高を超える買増請求＞

第18条 同一日になされたもので先後不明な買増請求の合計株式数が、当社の保有する譲渡すべき自己株式数を超えているときは、その日におけるすべての買増請求は、その効力を生じないものとする。

＜買増請求の効力発生日＞

第19条 買増請求の効力は、買増請求が株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日に生じるものとする。

＜買増価格の決定＞

第20条 買増単価は、買増請求の効力発生日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引がないときまたはその日が同取引所の休業日に当たるときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

2. 前項による買増単価に買増請求株式数を乗じた額をもって買増価格とする。

＜買増株式の移転＞

第21条 買増請求を受けた株式数に相当する自己株式は、機構の定めるところにより、買増請求をした株主が証券会社等を通じて、買増代金として買増価格に第24条に定める手数料を加算した金額が当社所定の銀行預金口座に振り込まれたことを確認した日に、買増請求をした株主の振替口座への振替を申請するものとする。

＜買増請求の受付停止期間＞

第22条 当社は、毎年次に掲げる日から起算して10営業日前から当該日までの間、買増請求の受付を停止する。

- (1) 2月末日
- (2) 8月31日
- (3) その他機構が定める株主確定日等

2. 前項にかかわらず、当社が必要と認めるときは、別に買増請求の受付停止期間を設けることができるものとする。

## 第5章 特別口座の特例

＜特別口座の特例＞

第23条 特別口座の開設を受けた株主の本人確認その他特別口座に係る取扱いについては、機構の定めるところによるほか、特別口座の口座管理機関が定めるところによるものとする。

## 第6章 手数料

＜手数料＞

第24条 第13条の単元未満株式買取請求および第17条の単元未満株式買増請求に係る手数料は、株式の売買の委託に係わる手数料相当額として別途定める額およびこれにかかる消費税額等の合計額とする。

2. 前項に基づく金額は、以下の算式により1単元当たりの金額を算定し、これを買取または買増をした単元未満株式の数で按分した金額とする。

## (算式)

本規則第14条に定める1株当たりの買取価格または第20条に定める1株当たりの買増価格に1単元の株式数を乗じた合計金額のうち、

(1) 100万円以下の金額につき	1.150%
(2) 100万円を超え、500万円以下の金額につき	0.900%
(3) 500万円を超え、1,000万円以下の金額につき	0.700%
(4) 1,000万円を超え、3,000万円以下の金額につき	0.575%
(5) 3,000万円を超え、5,000万円以下の金額につき	0.375%

(1円未満の端数を生じた場合は切り捨てる)

ただし、1単元当たりの算定金額が2,500円に満たない場合は、一律2,500円とする。

**附則**

1. この規則の改廃は、取締役会の決議による。
2. 誤字・脱字や句読点の修正、あるいは使用帳票の変更や内容の変更を伴わない修正など、極めて軽微な改訂変更については、主管部門の長の判断により、上記1.の手続を省略することができる。この場合、通達および改訂履歴更新は対象外とし、所定のサイトに掲出するのみとする。
3. この規則の解釈に疑義がある場合には、関係部門の長同士の協議により対応する。
4. この規則は、2019（令和元）年6月1日より施行する。

制定：1961（昭和36）年1月1日  
改訂：1970（昭和45）年3月14日  
改訂：1988（昭和63）年5月13日  
改訂：1989（平成元）年5月11日  
改訂：1989（平成元）年8月30日  
改訂：1991（平成3）年5月14日  
改訂：1991（平成3）年10月28日  
改訂：1999（平成11）年10月1日  
改訂：2000（平成12）年4月1日  
改訂：2000（平成12）年5月12日  
改訂：2000（平成12）年12月4日  
改訂：2001（平成13）年10月15日  
改訂：2003（平成15）年4月1日  
改訂：2003（平成15）年5月13日  
改訂：2004（平成16）年5月13日  
改訂：2006（平成18）年5月1日  
改訂：2008（平成20）年2月16日  
改訂：2008（平成20）年5月15日  
改訂：2009（平成21）年1月5日  
改訂：2012（平成24）年4月1日  
改訂：2012（平成24）年5月10日  
改訂：2019（令和元）年6月1日